



環境損害の修復及び費用負担の法的手法—公物法理からみた日中比較

陳, 瑶瑶

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2025-09-25

(Date of Publication)

2027-09-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第9284号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100498324>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士學位論文

環境損害の修復及び費用負担の法的手法—公物法理からみた日
中比較

神戸大学大学院法学研究科

専攻:法学政治学専攻

指導教員:角松生史

学籍番号:203J104J

氏名:陳瑶瑶

提出年月日:2025年7月10日

論文要旨

本論文は、日中両国における環境被害の修復および費用負担に関する法的手法について、公物管理の法理を手がかりにその法的根拠を検討するとともに、費用負担の在り方については原因者負担原則に立脚して考察を行ったものである。

第Ⅰ章は、日本における原因者負担原則に基づく環境損害の修復および費用負担の法的手法を体系的に考察したものである。まず、典型的な公物法としての道路法を参照した上で、これらの法的手法を、原因者に作為を求める「作為義務付け型」(α)と、金銭的な負担・補償を求める「負担・補償請求型」(β)という2つの類型に大別した。

さらに、 α 、 β それぞれの類型について行政法的手法と民事法的手法に細分化した。「作為義務付け型」については、行政法的手法($\alpha-1$)と民事法的手法($\alpha-2$)に、「負担・補償請求型」については、行政法的手法($\beta-1$)と民事法的手法($\beta-2$)に分類した。日本の個別法において民事法的手法に関する直接の定めは見られないが、その利用可能性はある。また、負担・補償請求型における補償は公法上の原因者負担(人的公用負担)と理解されてきたが、それと不法行為損害賠償との関係をどのように捉えるのか問題は残っている。

この分類に基づき、環境分野における個別法について体系的に分析を加えた。

自然公園法では、($\alpha-1$)および($\beta-1$)の双方が規定されている。そのうち、($\alpha-1$)は公物警察権に基づくものと解されるのに対し、($\beta-1$)は明確に公物管理権に基づく制度と評価される。

海洋汚染防止法41条の仕組みにおいては、以下の三類型が認められる。(1)油等以外の廃棄物(40条)に関しては措置命令を前置した上での費用負担が義務付けられ、本稿の定義における作為義務付け型($\alpha-1$)に該当する。(2)油等に関する応急措置(39条1項)には措置命令の仕組みは存在せず、負担・補償請求型($\beta-1$)に該当する。(3)油等に関する防除措置(39条2項)については、措置命令(39条3項)が発されていれば($\alpha-1$)、発されていなければ($\beta-1$)に該当すると整理できる。これらのうち($\beta-1$)の法的根拠については、警察規制に基づくとする見解がある一方で、磯部は海洋防止の枠組み全体を、「各種の利用形態の間の合理的調整」という意味での公物管理の法理に基づくものと捉えている。

また、土壌汚染対策法および水質汚濁防止法においては、($\alpha-1$)のみが規定されており、その法的根拠は警察規制とは馴染みがあると考えられる。

さらに、公害防止事業費事業者負担法および田子の浦ヘドロ事件における住民訴訟を検討した。負担法については、従来の人的公用負担としての原因者負担金制度の延長上に位置づけられる。グリーンベルトや下水道の設置は、原因者負担とは直結しないようにも見えるが、公害の概念を「地域環境の汚染ないし悪化」と広く捉えることで、負担法3条にいう「公害防止事業に係る公害の原因となる事業活動」を、「地域環境の汚染ないし悪化をもたらす、あるいはもたらすおそれのある事業活動を営む事業者」と読み替える見解を紹介した。

また、因果関係の点においては、個別の事業活動と公害との間に具体的な因果関係の立証が求められないとされることから、従来の原因者負担原則よりも因果関係の要件が緩和されていることも確認された。

第Ⅱ章では、第Ⅰ章で提示した類型に基づき、中国における環境損害の修復および費用負担の法的手法について体系的な検討を行った。

中国においては、個別法の多くにおいて作為義務付け型($\alpha-1$)が採用されており、これらは公物警察権に基づくものと考えられる。森林、草原、河川、海洋といった環境資源が国家所有とされ(憲法 9 条、民法典 246 条~251 条)、これらが公の用に供されることで、公物としての性格を有するとされている。そして、これらの公物に対する損壊に対し、作為義務付け型($\alpha-1$)と罰則(過料)が併置されていることから、公物警察権に基づく規制手法と位置づけるのが妥当である。

土壤污染防治法においては例外的に、作為義務付け型($\alpha-1$)と併せて、負担・補償請求型($\beta-1$)も規定されている点が、同法を除けば、中国の個別法には負担・補償請求型($\beta-1$)を明示的に定めるものは見当たらない。

行政法上の負担・補償請求型の制度に代わり、民法典において、生態環境損害賠償訴訟制度が設けられている。この制度は不法行為法として位置付けられているため、損害の「主体」と「民事権利利益」概念が問題になる。国家所有に属する環境個別要素(土地、鉱物資源、野生動植物等)への損害が認定される場合は、従来の中国不法行為法の枠内で説明可能である。他方で、国家所有に属さない大気に係る環境個別要素および生態系自体への損害が認定される場合については、「民事権利利益」概念にかなり大胆な解釈を施さない限り、中国の不法行為法の従来の理論的枠組みを超えた新たな法制度として位置づけられる。

また、生態環境損害賠償訴訟制度は、損害に対するレメディの観点から見ると、金銭的な損害賠償の請求が認められる点において負担・補償請求型($\beta-2$)に、また、原状回復や差止めを請求できる点において作為義務付け型($\alpha-2$)に該当するものであり、両者の性格を併せ持つ制度であることを明らかにした。

($\beta-2$)に関しては、損害の測定・観察が可能な場合には資源等価性分析法が、測定・観察が困難な場合には仮想改善処理コスト法が評価手法として採用されている。これらの評価手法に基づき、主に(A)生態環境が損害を受けてから修復完成までの間にそのサービス機能の喪失がもたらした損失が算定されていると解される。また、この評価手法は「現実の財産状態と仮定的財産状態の差」を問題にする差額説的な考え方で説明できる。

一方、($\alpha-2$)については、特に差止めには、侵害行為の停止のみならず、環境改善義務を課す代替的修復措置も含まれる。つまり、生態環境損害賠償では、日本不法行為法ではおよそ考えにくいレメディが命じられる場合があるが、それは中国不法行為法の枠内にはなお含まれていると評価できる。

第Ⅲ章では、作為義務付け型に関する日中比較法的考察を展開した。具体的には、行政法上の義務の確定方法およびその履行確保の手法に着目し、両国の制度的相違とそれを支える理論的背景を明らかにした。

第一に、行政法上の義務の確定手法に関して、日本における作為義務付け型($\alpha-1$)は、原則として原状回復またはそれに準じる措置を内容とする措置命令として構成されており、原因者負担原則に基づくものと解される。他方、中国における「修復」に関する措置命令には、原状回復を超える内容を含むものが存在する。たとえば、違法伐採に対する「1 倍以上の樹木補植命令」などがその典型である。このような

命令は制裁的性格を帯びるものと解されるが、その場合、是正命令が「違法状態の是正」という目的の手段であることとの一定の不整合が生じる。この点を踏まえると、中国におけるかかる措置命令で目指されている「違法状態の是正」は原因者負担の原則に基づく原状回復を超えて、独自の公法上の環境改善義務までも課したものとして理解されるのではないか。

第二に、行政法上の義務履行を確保する手法として、代執行に要した費用の徴収方法に着目した。中国においては、個別法および行政強制法において代執行が規定されている場合であっても、費用徴収に関する明文の規定が存在していない。このため、実務上は代執行費用の徴収を人民法院による強制執行に委ねる傾向が見られる。

この背景には、中国が法院による強制執行と行政機関による強制執行を併存させ、かつ法院による執行を原則とする「二元的執行制度」を採用しているという事情がある。この点において、代執行費用の徴収について行政上の強制徴収が認められている日本の制度とは大きく異なる。

そもそも中国が行政強制執行制度を構築する過程においては、日本法の制度を一定程度参照したとされるが、その際、日本法理論の展開を十分に理解しきれなかった点があったと見られ、その結果として、日中両国における制度の構造および運用は大きく異なるものとなったと評価できよう。

第IV章は、負担・補償請求型に関する日中比較法的考察を行い、以下の点を明らかにした。

第一に、日本における負担・補償請求型（ $\beta-1$ ）は、原因者負担原則に基づくものであり、原因行為が適法か違法かを問わず費用負担が課される。他方、中国生態環境損害賠償訴訟制度の負担・補償請求型（ $\beta-2$ ）側面では、行為の違法性が賠償責任を問うための要件とされている。

第二に、日本の負担法においては、対象となる「公害防止事業」が第2条第2項において列举されているのに対し、中国の民法典では、生態環境損害賠償訴訟において対象とされる「生態環境」の概念が明確に定義されていない。行政文書によれば、大気、河川、土壌といった環境を構成する環境個別要素と、生態系全体が含まれているとされている。その対象範囲はより包括的に構成されているといえる。

第三に、日本の負担法では、公害防止事業を必要とさせることになったところの公害の発生について、個別の事業者による寄与度が厳密に問題とされることはなく、その意味で因果関係が緩和されている。一方、中国の生態環境損害賠償制度においても、過去に生態環境被害を引き起こした汚染者に対して支払いを命じられた賠償金が、必ずしも当該事案の修復に直接用いられるわけではなく、公益基金を通じて他の修復事業に用いられることがありうる。これにより、同制度は、より広範な生態環境修復活動を財政的に支える仕組みとしての性格を有していると評価できる。